令和3年度第11回　山口市農業委員会総会議事録

1　日　時　令和4年1月20日（木）午前9時30分～午前10時40分

２　場　所　山口森林ふれあいセンター　会議室

３　出席者　（1）出席委員（農業委員24名中14名）

荒瀬　澄枝、伊藤　三枝子、井上　浩一郎、上田　正士、小野　基之、
海地　博志、片山　潤之、賀屋　忠之、神田　一夫、恒冨　竹司、
中川　惠美子、原田　好子、山根　伊都子、山根　良男、

（2）欠席委員（10名）

伊藤　良雄、伊藤　良一、重國　誠司、徳田　文雄、長尾　誠大、
藤村　守、藤原　敏郎、安田　敏男、安野　正純、吉冨　崇子

（3）事務局

徳本参事・竹中主任主事・嘉悦副主幹

（4）会議傍聴人

４　会議　　（1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

荒瀬職務代理者

皆様、おはようございます。

新年初めての会合ですので、新年の御挨拶を。あけましておめでとうございます。また今年もよろしくお願いいたします。

これより令和3年度第11回総会を開会いたします。

本日の総会は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小して開催させていただきました。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、24名中、出席14名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

恒冨　竹司委員　及び　中川　惠美子委員

にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第１号、下小鯖、有償移転です。

申請人は市内に居住する会社員です。

取得後の経営規模は３アールとなりますが、山口市が定めた空き家に附随する農地の別段面積１アールに達しており、許可要件は満たしております。

議案第2号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は、393アールとなります。

議案第3号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、1，020アールとなります。

議案第4号、秋穂西、有償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は、82アールとなります。

議案第5号、阿知須、無償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は、2，676アールとなります。

議案第6号、阿知須、有償移転です。
申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は、2，794アールとなります。

議案第7号、徳地島地、無償移転です。
申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は149アールとなります。

議案第8号、徳地伊賀地、無償移転です。
申請人は市内に居住する、農業兼会社役員です。
取得後の経営規模は125アールとなります。

議案第9号、阿東地福上、有償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は75アールとなります。

議案第10号、阿東地福下、有償移転です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
取得後の経営規模は90アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び

現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。 御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

分かりませんので教えていただきたいのですが、「3条の有償移転」といった場合に、売買価格が、例えば「固定資産の評価額よりも安い」とかというようになった場合には、贈与になるので、「そういう値段は付けないでもらいたい」という指導を受けたことがあるのですが、その点はここに出して諮られる場合には、何ら影響がないのでしょうか。

徳本参事

売買価格の件でございますけれども、売買価格は、基本的には個人同士の契約ということになります。この売買価格、実値以上の価格で取引される時もあります。ただ、この売買価格につきましては、「地価公示価格」、そういったものに対して影響を与えますけれども、明らかにその地域の通常価格以上のものであるとか以下のものであるとか、そういったものは、基本的には排除されます。

ただ、農業委員会のこの審議におきましては、先ほど申しましたように、売買価格はあくまでも個人の価格の取引・契約の中で定められておりますので、その価格はいくらだからといって、その農地法の、あるいは3条の売買、これに影響はするものではないと、事務局の方では認識をしているところでございます。

荒瀬会長職務代理者

他になければ、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案7ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、佐山、農用地区域内の用途区分が変更された農地に、乾燥調製施設兼出荷調整所を建設するものです。

なお、この事案につきましては、建築基準法に基づく許可と同時施行といたします。

議案第12号、小郡下郷、用途地域内にある、第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第13号、小郡下郷、用途地域内にある、第3種農地に、共同住宅を建設するものです。

議案第14号、阿東徳佐中、農用地区域内の農地で、一時転用許可期間が満了することから、再度営農型太陽光発電設備として一時転用許可申請をするものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用であり、営農の状況も良好で、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

また、申請人からは令和7年1月27日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

営農型太陽光発電については、一般的な転用の基準に加え、下部の農地で営農しているか、地域の平均的な単収から2割以上減少していないか、生産された農作物に著しい劣化がないかを判断することになります。報告書からは3年間営農を行っていること、収量においては、ウンカの被害を受けた第二年度を除き、申請地の単収が地域の平均的な単収の8割を超えていること、3年間一等米を生産され、著しい劣化も見られないことを確認しました。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B 委員

14号議案ですけれど、先日から太陽光発電でいろいろ出ていて、4条で農業振興地域でないところは、やはり当事者同士の話し合いになると思うのですけれど、農地を営農型太陽光発電にして、農作物を作るのと、太陽光発電の収益、両方で収益化しているとか、そういった危惧が、今月も先月もあったと思うのです。

これは私が前回も言ったのですけれど、現場を今年の夏ごろでも皆が見て、本当に太陽光発電で、コンバインで本当にそういった作業がスムーズにできるのかどうかというのが疑問だったので、「この案件の時は賛成の挙手をしません。」と言って、この農業委員会の場でそう宣言して挙手しなかったのですけれど、本当は今年この現場を見たかったのですよ。これは非常にこれから重要な議題になると思っていたのですけれど。これは結局現場の確認とか、そういうのはされたのでしょうかね。

事務局竹中

本年度に関しては担当の者が、申請も出ていますので確認はしているはずですね。毎年報告が出ていますので、稲が生えているところとか、実際にトラクターが入っている写真とかで耕作状況の確認はさせてもらっています。なので、実際、収穫するところを生では見てないですけれど、物が生えているだとか、収穫されているだとか、そういったところについては報告書で分かるようになっていますので、その点に関しては確認されています。

現地の方は、申請が出た時と、私が第一年度の担当だったのですけれど、その時に物ができているかどうかというのを別の者と一緒に現地に行って、稲ができているところは確認しております。現地確認はその3回ぐらいになりますかね。当初出た時と、事業計画変更が出てきた時と、第一年度で稲ができた時と、今回。4回ですね。そのくらい行っているはずですね。

B 委員

自分はよく理解できませんけれど、その通り作業しているところを、誰か地元の農業委員が、事務局の判断基準がそれなら、もう何もなしに皆通ったわけですから、それはもうしょうがないですけれど、今後こういった例があったら、ぜひ複数の農業委員で現地見て確認して、本当に農作業が、こういう営農型の太陽光発電というのが成立するのかどうかというのを確認して、この農業委員会の1つの今後の大きな審議の柱にもなると思うのですね。これは非常に重要なことなので、今後はそういった、もしも営農型太陽光発電というのが出てきたら、慎重に確認をして、これが本当に「今後そういったことが展開されていっても大丈夫だ」というようなもとに賛成とか、かなり慎重にやってもらわないと、今からは農業振興地域に太陽光発電がどんどんできていってしまうというような方向にもなりかねませんので、ここで一つ、前回も言いましたけれど、運営委員会で十分審議して、ここで、全員のもとで、何かそういった方向付けをやってもらいたいと思います。

C 委員

すみません、私が確認に行っております。できた当時から、この方が「自然農法をしたいのだ」ということでやられていて、はっきり言って素人みたいな人がやるのだから、施設の中でコンバインぶつけたりするのもよくありましたし、昨年は雪で潰れて、修繕して、去年は恵まれたという状況です。

自然農法で、ここはたまたま山の上ですので、ある程度隔離されているからいいのです

が、防除をする時には農薬の飛散とかありますので、そのへんをちょっと考えないといけないことが多いかなと思います。

本人は、もう一か所田んぼを買っておられるところで、「もう1つ、この太陽光をやりたい」という意向があるようですけれど、それは地域や周りから「田んぼの方で農薬の飛散があるので、自然農法はできないからあまり望まない」という地域の意見は聞いております。

私も見ましたけれど、水稲においても、太陽光というのはちょっとどうかなと思っています。だから、野菜であればとか、家にあれば、遮光率とかそういうことからしたらいいかなと思うけれど、水稲においては水を張ったりしてやると、除草とか、作業的に機械が大きいので、あまり水稲には向かないのではないかなと思うし、それで無農薬でやる必要があれば、ちょっと問題があるなと思います。

一等は一等になるのです。これは色選にかけるから、単純に一等になるというのは分かっているのですが、あまり水稲についてはメリットがないのではないかなと思うのと、部落の方から「やってほしくない」という意向がきておりますので、そのへんをいろいろと、まだ今からの協議になると思います。

荒瀬会長職務代理者

一度運営委員会で引き取らせていただきます。B さんがおっしゃるように、今後の農業の姿という一面もありましょうから、検討してみたいと思います。

D 委員

小さいことを言うかもしれませんけれど、12号と13号。この駐車場と、下の方は共同住宅を建てると書いてあるのですよね。無職の方が。無職の方がお金はあるのですか。何か不動産業とか、賃貸業とかやってらっしゃらないと、お金も借りられないのではないかなと思うのですよ。

前にも1回言ったことがあるのですよね。そしたらやはりその方は賃貸料を借りています。賃貸料が高いというのはわかるのですけれども、これも土地がいくらとかわかりませんけれど、共同住宅建てるといったら数千万ぐらいかかるのではないかと思うのですけれどもね。無職の方にお金は貸さないと思うのですけれどね。

事務局竹中

一応、建てられるかどうかというのは、お金借りる時は、融資証明の写しとかを出しても

らいますので、それだと今の人が自己資金でやるか融資でやるかまでは私もちょっと覚えていないのですけれど、今、申請書があるので、そこには付いているので、ちょっと参事の方からお伝えいただけたらと思います。

徳本参事

まず12号の駐車場ですね。この方は、「整地するのに総工事費は380万円かかるよ」となっているのですけれど、今、資金計画で自己資金。これは銀行の方に預貯金として500万あるということで資金計画出ておりますので、それで賄えるという予定に、今なっております。

それから13号の共同住宅ですけれど、これはだいたい1億3,000万かかるのですが、借入金として●●から借り入れるような予定で、もう話ができているのだろうと思います。それによって今、この度の申請が出てきたというところでございます。

D 委員

それで税金上の話ですけれども、事業所得というものが、経費をすべて差し引いて20万円以上は事業ですよね。こういう賃貸業だったら、確定申告では賃貸業ですので、でてくるのではないかと思うのですけれどね。無職というのは、引っかかるなという気がするのですが、本人もそれ以上は、どれだけ大きな事業やっても、周りが、前年比見ても「・・・」が付いているから、何かアパート経営か駐車場経営か何かするのではないかなという気がします。調べていただいて、無職というのはどうも・・・。80歳になるお方がやっておられると、それは「無職かな」と思うのですよ。年齢も載ってないしと思うのです。

E 委員

「無職」と書いてあるけれど、賃貸業の場合、20万円だったら「賃貸業」とほとんど書かないのですよね。皆、「無職」。例えば、年がある程度いっていて、そしたらだいたい「無職」と書いてある、賃貸業とか書きませんから。たぶんそういうかたちで書かれたのではないですかね。

事務局竹中

職業のところの欄なのですが、例えばですけれど、建売住宅とか分譲住宅。そういったものについては、宅建業の資格を持っていないとできないので、そういった意味では「宅建

業の許可受けていますよ」といったものを付けてもらったり、職業は当然「不動産業」とかになってくると思うのですけれど、そういったところで書かせてもらっていますし、こういった貸駐車場とか賃貸のアパートというのが、基本的には資格がいるようなものではないので、例えばですけれどメインの仕事は引退されて、無職になった方が賃貸業やるということはありますので、「無職だからいけない」ということはなくて、例えば無職で全然お金がないから、事業の見込みがないという話であればダメにはなるのですけれど、今参事が言われたみたいに、自己資金があるとか、融資を受けるということは基本的には審査されていると思いますので、そういった資金面での信頼はおけるというところで、農地法の許可基準の方には適合してくるというような考えになりますね。

なので、先ほどの売買価格と一緒で、それ単体でダメということはないですよね。

どちらも小郡で、駐車場の方に関しては小郡総合支所から近くて、小郡総合支所の職員が全部借りるということになっているのですよね、71台分。なので、そこで見込みは立っているという話を。貸駐車場の場合は、本当に契約がないとダメなのですよね。契約書、借りる見込みがありますみたいなのを出してもらうので、そういった点では、当然71台で収支が合わないのであれば、申請者が作らないと思いますし、そのへんは取れるのかなというのと、アパートとかに関しても、事業計画のところで見込みがあるかどうかというのを書いていただいていますので。

今、小郡の4条の13号議案の方は、だいぶ発展しているところになるので、利便性が良くて、ここに書いてあるように周辺の宅地化が進んで、需要が見込めるから「建てますよ」といったところがありますので、そういったところはあります。

D 委員

その前にいいですか。ただ、ここはもう書類上の話で、職業聞かれたら「無職ですけれど」と。きちんとした、賃貸業なら賃貸業とあってもいいのではないかなと私は思うのです。

事務局竹中

了解です。一応、申請書のところに職業を書いていただく欄があるので、それを基にしているのですけれど、賃貸業とかであれば、またよく確認して、今後はやらせてもらおうと思います。

荒瀬会長職務代理者

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(過半数)】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち議案第11号、議案第14号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図15ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第15号、上小鯖、公共投資の対象となっている第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第16号、大内矢田北三丁目、用途地域内にある第3種農地で、宅地を分譲するものです。

議案第17号、大内氷上四丁目、用途地域内にある第3種農地で、共同住宅用地を造成するものです。

議案第18号、大内問田四丁目、用途地域内にある、第3種農地で、事業所用地を造成するものです。

なお、この議案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第19号、大内中央一丁目、用途地域内にある、第3種農地で、宅地を分譲するものです。

議案第20号、大内中央二丁目、用途地域内にある、第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この議案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第21号、宮野下、用途地域内の第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第23号、維新公園五丁目、用途地域内の第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、平井、用途地域内の第3種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第25号、平井、用途地域内の第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、吉田、公共施設に比較的近い、第2種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、黒川、公共施設に比較的近い、第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第28号、矢原、用途地域内の第3種農地で、宅地を分譲するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、矢原、公共施設に近い第3種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第30号、名田島、農用地区域内の用途区分が変更された農地に、集塵装置等の農業用施設、駐車場、法人事務所及び休憩室を整備するものです。
なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第31号、嘉川、用途地域内にある、第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、嘉川、用途地域内にある、第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、資材置場を整備し、法人へ貸付けるものです。

議案第34号、嘉川、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に、ゴルフの試打施設を整備し貸付けるものです。

議案第35号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

議案第36号、嘉川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、建売住宅を建設するものです。
なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、江崎、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に、共同住宅を建設するものです。

議案第38号、佐山、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地で、自宅の石垣が弱くなっているため、石垣を補強するものです。

議案第39号、小郡新町２丁目、用途地域内にある、第3種農地で、宅地を分譲し、一部を資材置場として整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第40号、徳地堀、公共施設に比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第41号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

荒瀬会長職務代理者

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第15号、議案第18号、議案第20号、議案第25号、議案第28号、議案第30号、議案第36号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

荒瀬会長職務代理者

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案29ページをお開きください。

議案第42号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計59筆 90,835.15㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

荒瀬会長職務代理者

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案30ページをお開きください。

議案第43号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、合計7筆、21,237㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【　意見なし　】

荒瀬会長職務代理者

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

別冊でお配りしております、議案第44号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地堀、筆数は75筆、42,167㎡です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから6ページで土地の形状を、7ページから8ページで該当農地の筆別詳細を掲載しており、9ページ以降が各対象地の現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしくお願いします。

荒瀬会長職務代理者

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【　意見なし　】

荒瀬会長職務代理者

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案31ページをお開きください。合わせて、参考位置図40ページを御覧ください。

議案第45号から議案第56号について説明いたします。

北部地区2件、中央地区6件、川東地区1件、川西地区2件、徳地地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第45号から議案第54号及び議案第56号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第55号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

なお、阿東地区の議案第57号から59号においては、申請内容に疑義があるため、保留となりました。

御審議よろしくお願いいたします。

荒瀬会長職務代理者

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

E委員

ちょっとよく分からないので聞くのですけれど、46に関しては2つ筆があって、今回1筆と書いてありますね。47から50号までは、全部同じようなところですよね。ポンプができて、それに関してできたのだというかたちな

のですけれど、わざわざ48と49，50と別々にしているのは何か意味があるのか、それとも事務手続き上の「こうしなくてはいけない」とか、何かそういうのがあるのですか。

言っているのは、46の場合は、隣り合わせの2筆が1筆になっているのですよね。そしたら、この河村さんのところは同じ要件ですので、48で「●●●さん　●●－●　外2筆」と書けばいいですけれど、わざわざ書いてあるのは何なのですかね。

事務局竹中

基本的なルールはあるのですけれど、持ってこられた申請書の書き方が分かれたのだと思います。

基本的には「隣接していて、同じ経緯で荒廃、転用した」ということであれば、「まとめて出していいよ」とはしているのですよね。ただ、同じ内容でもわざわざ別々に申請持ってこられる方がいるのですね。そういった場合は、別々に受け付けていますので、今回はたぶんそういったことだと思います。まとめて出た申請と、もう一方は別々に持ってこられたので、順々に別々の番号が振られたという話にはなりますね。

E 委員

それと52なのですけれど、「河川道路改修工事の車両置場として埋め立て」とありますけれど、まったく一時転用とかそういうのはされなくて、公共の場だったら借り受けるとかして、農地に返すというようなことになります。そういうのがないのですか。

荒瀬会長職務代理者

かなり古いから、ひょっとしたら今みたいに厳しく言わずに、そのまま置いていただけかも分かりません。ちょっと調べてもらいますね。

E 委員

分からなければいいです。たぶんこれは何かあるのかなと思います。無断転用については、現況証明出ているということは、そういう処理をされていないと認識したわけでしょうね。

荒瀬会長職務代理者

参事さん、いかがでしょうか。今、一時転用したら必ず元に戻すのは私たちがきちんと見るから戻していたけれど、この頃、ひょっとしてそこまで厳しくしていなかったから、そのままだった可能性はあります。何かそのようなことが書いたものがありますか。

徳本参事

特にございません。そのまま、ほったらかしのまま、現在に至ったというところです。

荒瀬会長職務代理者

他にはよろしいですか。

それでは、只今審議しました議案第45号から56号について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

荒瀬会長職務代理者

挙手多数と認め、議案第45号から56号について現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局竹中

資料と一緒にお配りさせていただいていた次第なのですが、次第と一緒に付いている報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧を御覧いただけたらと思います。御覧いただいた通り、12月の受付分については御一読いただけたらと思います。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、全て適当との回答がありましたので、報告させていただきます。

参事の方から一つご報告がありますのでお願いします。

徳本参事

私の方から一点ほど皆さんの方にお願いがありまして、情報提供させていただきたいと思います。

東京の会社でございます「●●」という会社があるわけなのですけれども、この会社は、国が示しております「2050年に向けたカーボンニュートラル宣言」、それから「エネルギーミックス」といったことの指示を踏まえて、いわゆる脱炭素社会と言いますか、クリーンエネルギーをいろいろ研究している会社でございます。そこで、この度ハコヤナギ、早生樹のポプラの木があるらしく、5年である程度の幹の太さになるということで、そのハコヤナギを植えて、いわゆる木材チップ、これを生産してエネルギーとして供給をしていこうという、●●大学と提携をしまして、事業を開始されるというところでございます。

それではこのハコヤナギをどこに植えるのかということなのですけれども、その●●の会社によりますと、いわゆる耕作放棄地、休耕田に植えていきたいという計画を思っておられるようです。それで、樹木でございますので、農地に植えると転用になるということも懸念をされますけれども、農林水産省と協議をされた中で、「きちんとした草刈りであるとか肥培管理をすれば、農地として植えてもいい」と農水省が判断をしたというところでございまして、この農地に、例えば中山間直支であるとか、いろいろな諸条件の農地の人、メリット的な成果があったにしろ、そこはそのまま残るというところでございます。

それで、この事業を来年度令和4年の4月から植栽をしていきたいと考えておられまして、その荒廃農地を来年は5反程度探しておられるようです。それで、農業委員会事務局の方に「山口市さんの中でそういった農地はあるだろうか」という相談に来られたわけでございます。

ここで皆さんにお願いでございますけれども、私がお話ししましたこの話を、「東京から来て、その説明をぜひともさせてくれ」というところでございますので、来月の総会が終わりまして、15分程度にはなろうかと思うのですけれども、ちょっとお話を聞いてあげていただきたいと思います。それでもし、今日の私の話を聞かれまして、「うちのところで5反ぐらいならあるよ」とか、「このへんの近くで貸したい、どうにかしたい人がいるよ」とか、そういう話がございましたら、ちょっと情報提供をお願いしたいと思います。それで、もしそういう方がいらっしゃいましたら、その●●の会社が、直接所有者の皆さんと話をして、貸し借りの契約まで進めていきたいという意向をお持ちでございます。当面は、来月の総会の後、この話を聞いていただきたいというところでございます。以上でございます。

荒瀬会長職務代理者

はい、ありがとうございます。このハコヤナギの件については、昨年末、総会の後、会長と私が一緒に●●さんから話を聞かせていただいて、その前に徳地の串の青地の農地の話が出ていましたから、「あのあたり、いいのでは」というような話もしたのですけれども、他にも候補地があれば。県内で、宇部の方でも探してらっしゃるみたいで、まだ実験段階で、本当にうまいことといくのかどうかわかりませんけれど、やってみるということで。農地が農地として一応残っていきますので、太陽光発電よりはいいのかなと。

改良したポプラですので、「変なものと交配したりする可能性はないのかな」という心配がありましたが、5年という若木で切ってしまいますので、「綿毛が飛んだりして交雑するおそれはない」というような話でした。詳しくはまた来月あるそうですからしっかり聞いてあげ

てほしいし、もし候補地があるようでしたら、腹積もりを持って参集していただけたらと思います。

C 委員

ちょっと教えてほしいのですが。今、阿東の場合、法人化してだいたい10年目ぐらいになっているのですが、農地の区分けが進められているのですが、ほ場整備の中でも、地主は財産放棄して、放ってあるところもあるのです。それで進めば、ほ場整備の真ん中のへんですから、放っておくわけにはいかないし、このやり方というのはどうなのかなと思って。

ただ、今まで作っていたけれど、更新日になって、なかなか更新ができないということと、要するに持ち主が放棄しておられるということで、持っていくところがないから、どうしているのかなと思って。

それで、勝手にそれを作ったとしても、今度は中山間事業とか、そういう補助金の対象にもなりませんし、それではメリットもないし、ということで、そのへんをなんとかいい方法があるなら、また教えてもらいたいなと思います。

事務局竹中

確か、そこを耕作する方がおられるのであれば、県に報告して利用権を付けることは可能だったと思うのですが、私も「そんなだった気がする」ぐらいにしか思えないので、ちょっと調べて、またご連絡させてもらえればと思います。

それ、作り手さんは大手ということなのですよね。地主さんが全員、財産放棄されて国にかえったとか、そんな感じになった。

C 委員

国にかえすとかあったし、「私は、財産放棄ですからタッチしません」ということだから。

事務局竹中

誰かいるかもしれないけれど、よく分からない状態だということですよね。

C 委員

本人は分かっているのですが、「財産放棄しているから、私には関係ありません」と言うから、取りつくしまがないのです。

事務局竹中

「相続人さんはいそう」とか、「どこまで調べたらいいよ」というのがあったと思うので。他にはいそうな感じなのですか。

C 委員

ない。

事務局竹中

相続人さんがいそうにない？了解です。ちょっとそれで、また阿東のことを調べてみようと思います。

C 委員

日本の法律で、相続権を放棄しても、絶対1人は残るのですよ。財産放棄されて、賦課金が入らないのですよ。それで今、もう一回どうしようかと。保留にはしているのですけれどね。いろいろ調べたら、日本の法律で「相続権は絶対1名はおります」と。だから、探していって、賦課金の方はもらわなければいけない。

それが、たぶん放棄しておられるけれど、それの代理人として、ほ場整備の賦課金を払っているのです。だけど、その人にその土地の権利がないのですね。代理人として賦課金を払っているというのもあるのですね。ですから、「どうなのかな」という。

D 委員

今の、法律を国が変えていますよね。20年か何か。耕作できるような方向へもっていくと、20年ぐらい継続できるだろうと言っていますが、まだ法律が通っていないような･･･。

事務局徳本

そうですね。所有者不明農地として、先ほど竹中が言いました、県の勧告・裁定を仰いで、例えば C さんが今設立されておられる法人が作っていくというところはできます。それで今、D さんが言われましたように、その法律も、確か期間が20年まで延びているようなので、その手法がとれるだろうとは思います。実際に作る方がいらっしゃればの話です。 これはあくまでも所有者不明農地の取り扱いなので、相続人がいらっしゃる、いらっしゃらないというのがそこに当たるかどうかというのは、再度うちの方でも確認はしておきたいと思

いますので。おそらく大丈夫だろうとは思いますけれども、今一度時間をいただけたらと思います。

荒瀬会長職務代理者

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

荒瀬会長職務代理者

今日、初めての議長でしたけれども、お付き合いいただいてありがとうございます。質問もたくさんいただいてありがとうございます。

最後にですが、私、職代として、時々よその会議に出させていただくのですが、先日、山口中央地域農業再生協議会の水田農業推進委員会の総会に出させていただきまして、令和4年度産の生産数量目標とかについて説明を受けました。産地交付金についても、園芸作物、加工用米、戦略作物としての飼料作物、構築・連携等に、生産拡大に向かって頑張っていこうというような目標が立てられておりました。

皆さんから出てきた質問の中に、交付金が最近下落していると。そんな中で、「さらに全農に手数料を払わなければいけないのはなんでか」「農協に手数料はわかるけれど、なんで全農に払わなければいけないのか」というような話が出まして、「それは農協が全部売り切れないから、全農にお願いしているから、全農に手数料払わないといけない」とか、「委託販売が主で、なかなか直販の数量が上がっていない」とか、「山口県は年産の割合が、他の県と比べて減産している割合が高くて、生産県からだんだん消費県に移りつつあるような傾向だ」というようなことを言われました。「特に、令和2年にウンカの被害を受けた時に、東北とか北海道の安くておいしい米が業界に流れ込んでしまって、昨年から獲れ始めた山口県産米で押し返すことがなかなか難しいというあたり、特に山口県農協は販売するのが下手ですから、一度よそから入り込んだら、なかなか押し出せない」というような話が出ました。

それから、「令和14年以降、5年間水田にしなければ交付金の対象にならない」というような話が出まして、「それでは困るではないか」というような話もありました。例えば大豆・麦を作っている人が、水路をつぶして、完全に乾田化して、大豆・麦を作りやすくしていた

ところへ、「5年間水田にしなかったら交付金の対象から外すよ」と。「数は外されるのと一緒ですが、そういう感じで言われてきている。それでは困るではないか」というような意見が出ておりました。だから、「現場の意見をもっと上にあげないといけないね」という、総会での風潮でした。

私が、自分に関わることで気になったことは、「園芸作物の面積要件が、1品目1a以上でないと交付金が付かない」というのは御存じですね。「それまで、少量多品目というのが認められていたのがなくなったのだけれど、例えば大内だとか、それから中山間地域のところで『野菜を作って頑張ろう』と思ってらっしゃる方、少しずつ作らないと自分の力で売れないからそうやっているのに、それに対して交付金は出せないとなっているのですが、山口県農協としてなんとかしてくれないか」という意見がありました。「山口県農協としては、その要件を難しくしないと予算がもらえないから厳しくしているのですが、そのへんのせめぎあいにあるようなのですが、もっと声を大きくして、少量多品目がもう一度戻ってくるようになれば、耕作放棄地も少し減るのではないか」というような意見がありました。

ということを皆さんにお伝えして、今日の総会は終わります。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第11回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年1月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会　　長　　安田　敏男

署名委員　　恒冨　竹司

署名委員　　中川　惠美子

記 録 者　　嘉悦　紀代美